「新しい自己資本比率規制の見直し後の規制案に対する意見募集の実施について」への意見一覧

(総 論)

番号	条文	意見の概要	回答
1	総論	用語については、可能な限り日本語で、分か り易く記載して頂きたい。	用語については、可能な限り日本語で分かり易く、かつ、正確に規定することを心掛けています。また、第1章において用語の定義を定めているほか、必要に応じて用語を分かり易く定義しています。
2	総論	「2. 今後の進め方等について」において、銀行以外の預金取扱金融機関の規制案については、「今後、公表することを検討している」の記載があるが、規制案を公表して頂きたい。	銀行以外の預金取扱金融機関の規制案についても、今回のパブリック・コメント及び現在バーゼル銀行監督委員会で継続検討事項になっている事項の検討結果を踏まえつつ、今後公表することを予定しています。

(自己資本比率計算)

番号	条文	意見の概要	回 答
1	第第第第第第第第第第第(項 第第第第第第5151142815414基目 814213条項号条項号条項号条項号条項号条項号本) 条項号条項号	EL額が適格引当金の合計額を上回る場合の規定は、内部格付手法採用行に限定されることを明記して頂きたい。	御指摘を踏まえ、修正致します。

	第 31 条 第 1 項 第 4 号、 第 1 項 第 3 号 (控 目)		
2	第第(項完目完目項条条本、的準的控)(例)	控除項目の取扱いは前回のもの(基本的項目 と補完的項目から各々50%ずつ控除)に戻す べきである。修正した理由について御教示頂 きたい。	規制素案においては、控除項目として控除されるのか、基本的項目及び補完的項目の中で50%ずつ減算されるのか不明確となっていたところですが、バーゼルIIの趣旨と諸外国の取扱いを踏まえ、修正したものです。
3	第6条 第1項 第1号 (補完的 項目)	現行規制と比較するとその他有価証券の評価 差額の取扱いにつき、「(第八条第一項第一号 に規定する意図的に保有している他の金融機 関の資本調達手段に該当するものを除く)」の 一文が新たに追加挿入されているが、当該文 を挿入するのであれば、現行規制と併せて議 論する必要があると考える。	見直し後規制案第8条第1項第1号に規定する 意図的に保有している他の金融機関の資本調 達手段が「その他有価証券」として会計上計上 されている場合の自己資本比率規制上の取扱 いについては、新規制における適切な規定ぶり 及び現行規制での取扱いの明確化を検討致し ます。
4	第8条 第1項 第2号 口 (控除項 目)	見直し後規制案が改定後(平成17年7月施行予定)の銀行法に基づき表現されているのであれば、「(同項第八号に掲げる会社のうち同号イに掲げる業務を専ら営むものを除く。…)」は修正漏れと思われる。	御指摘を踏まえ、修正致します。
5	第第第(スセ額額第第第(ッス額額1022信クッの)1111マトクの)条項号用・ト合・条項号一・相合・サアの計・第二を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	見直し後規制案第 11 条第 1 項第 1 号の「特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産」及び「特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産」は、信用リスク・アセット算出を要しないことの明確化を要望する。	マーケット・リスク相当額を算出する金融機関において「特定取引勘定以外の勘定の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産」及び「特定取引等に係る資産及び負債以外の外国為替リスク又はコモディティ・リスクを伴う取引又は財産」については、外国為替リスク又はコモディティ・リスクについて、マーケット・リスク相当額を算出する必要がある一方で、信用リスク・アセットの額も適切に算出する必要があることから、当該規制の修正は不要と考えています。

6	第第(付は計の始所資限13項部法進手用伴自の条格又的法開う己下	『・・・前項中「内部格付手法採用行」とあるのは「先進的計測手法採用行」と読み替えるものとする。』とあるが、 『・・・前項中「内部格付手法採用行」とあるのは「先進的計測手法採用行」、「内部格付手法」とあるのは「先進的計測手法」と読み替えるものとする。』と記載すべき。	御指摘を踏まえ、修正致します。
---	---------------------------------	---	-----------------